

国際 FJ 級

クラス規則

2004

日本語版の沿革 発表 (2004/02/24)

一部訂正 (04/03/26>G.4(b)).(04/05/17>C.10.2(a))



FJは1956年 Coen Gulcher を協同製作者として Uus van Essen が設計した。
1969年にインターナショナルクラスに採用された。

索引

第1部 – 管理

A 節 – 総則

A.1	言語	3
A.2	略語	3
A.3	中央機関及び責任	3
A.4	クラスの管理	3
A.5	ISAF 規則	4
A.6	帆走指示書	4
A.7	クラス規則の改正	4
A.8	クラス規則の解釈	4
A.9	国際クラスフィー 及び ISAF プラーク	4
A.10	セール番号	4
A.11	証明	4
A.12	証明書の有効性	5
A.13	クラス規則との合致	5
A.14	再証明	5

B 節 – 艇の適格性

B.1	証明書	6
-----	-----	---

第2部 – 必要事項及び制限事項

C 節 – レース時の条件

C.1	通則	7
C.2	乗員	7
C.3	個人用装備	7
C.4	広告	7
C.5	搭載備品	7
C.6	艇	8
C.7	艇体	8
C.8	艇体付加物	8
C.9	リグ	9
C.10	セール	9

D 節 – 艇体

D.1	通則	10
D.2	艇体シェル	11
D.3	浮力用タンク	11
D.4	防舷材	11
D.5	組み立てられた艇体	12

E 節 – 艇体付加物

E.1	構成部品	14
E.2	通則	14
E.3	禁止事項	14

F 節 – リグ

F.1	構成部品	14
F.2	通則	15
F.3	マスト	15
F.4	ブーム	15
F.5	スピネーカー・ポール	16
F.6	固定リギン（静索）	16
F.7	可動リギン（動索）	16

G 節 – セール

G.1	構成部品	16
G.2	規則	16
G.3	証明	16
G.4	構造	17
G.5	メイン・セール	17
G.6	ヘッド・セール	18
G.7	スピネーカー	18

H 節, 公式図面

H.1	公式図面	19
H.2	参考図面	19
H.3	推奨クラス旗	19

序文

本規則の意図するところは艇が艇型、艇体重量、センターボードおよび舵板の形状、マストとその重量、セールプランにおいて出来る限り同一性を確保することにある。

FJ の艇体、艇体付加物、リグ、及びセールは計測によってコントロールされる。オーナーと乗員は、C 節の規則に従っているかどうかは計測証明手続きの中ではチェックされないことを承知しておくこと。

レース中での装備の使用を規制する規則は、本規則の C 節、ERS (セーリング装備規則) 部、及びRRS (セーリング競技規則) に含まれている。

この序文は非公式な背景説明をするだけで、国際FJ級規則本体は、この次のページから始まる。

第一部 – 管理

A 節 – 総則

A.1 言語

- A.1.1 クラスの公式の言語は英語とし、解釈上の問題点については英文規則書が優先する。
- A.1.2 英語「shall」は必須、英語「may」は任意を意味する。

A.2 略語

- A.2.1 ISAF 国際セーリング連盟
MNA ISAF 加盟各国協会
IFJO 国際 FJ 協会
NFJO 各国 FJ 協会
ERS セーリング装備規則
RRS セーリング競技規則

A.3 中央機関及び責任

- A.3.1 本クラスの国際中央機関は ISAF である。ISAF は、本クラス規則に関する全ての事項について IFJO と協力しなければならない。
- A.3.2 本クラス規則に関してまたは計測の正確さに関しては、なんらの法的責任も下記の者には存在しない。

国際セーリング連盟 (the ISAF)
ISAF 加盟各国協会 (the MNA)
国際 FJ 協会 (the IFJO)
各国 FJ 協会 (an NFJO)

証明機関

公式計測員

本クラス規則から生ずるクレームが受け入れられることはない。

- A.3.3 本クラス規則に何が書いてあっても、証明機関は証明書を撤回する権限を有する。また ISAF の要求があれば撤回しなければならない。

A.4 クラスの管理

- A.4.1 ISAF は、本クラスの管理機能を MNA に既に委任してある。MNA は、その機能の一部または全部を、本クラス規則に述べられているように、NFJO に委任することができる。
- A.4.2 MNA がいないか、またはあっても、その MNA が本クラスの管理を意図しない国にあっては、その管理機能は、本クラス規則に述べられているように、IFJO が行う。IFJO は NFJO に委任することができる。

A.5 ISAF の規則

- A.5.1 本クラス規則は ERS (セーリング装備規則) と関連して読むこと。
- A.5.2 見出しの場合を除き、用語が太字の時は ERS の定義が適用され、斜体のときは、RRS (セーリング競技規則) の定義が適用される。

A.6 帆走指示書

- A.6.1 本クラス規則を帆走指示書で変更してはならない。

A.7 クラス規則の改正

- A.7.1 本クラス規則の改正は IFJO によって提案され、ISAF の諸規定に従い、ISAF の承認を経なければならない。

A.8 クラス規則の解釈

A.8.1 通則

クラス規則の解釈は、A.8.2, に規定されている場合を除き、ISAF の諸規定に従って行われなければならない。

A.8.2 競技大会で

競技大会でクラス規則の解釈が必要となった場合、RRS (セーリング競技規則) に従って構成された国際ナショナルジュリーは、どのような解釈をもすることができる。この解釈は大会期間中のみ有効であり、主催団体は大会後出来るだけ速く、ISAF、当該 MNA 及び IFJO に報告しなければならない。

A.9 国際クラスフィー及び ISAF 造船プラーク (銘板)

- A.9.1 造船者は ISAF に国際クラスフィーを支払わなければならない。
- A.9.2 ISAF は、艇体に対する国際クラスフィーを受領後、ISAF 造船料プラークを艇体造船者に送らねばならない。この ISAF 造船料プラークは造船者が艇体に取り付けること。造船者はオーナーに国際クラスフィー領収書を渡すこと。(注: 上記の ISAF 造船料プラークは国際クラスフィー・プラークとも称し同一物であり領収書も兼ねる。日本 FJ 協会)
- A.9.3 国際クラスフィーの額は、IFJO と協議して ISAF が再検討する。
- A.9.4 1972 年 7 月 1 日より前に建造、計測、登録された艇体は、国際クラスフィーのプラークを必要としない。

A.10 セール番号

- A.10.1 セール番号は MNA が発行する。

A.11 証明

- A.11.0 (本項は日本 F J 協会の特別規定)
証明書の取得は次の通りとする。
 - A.11.1 から A.11.4 までは、この手順で行われる。

オーナー又は造船所は当協会の公式計測員によりその艇の計測を受けなければならない。

公式計測員は本規則により記入した計測書3部を作成し、その1部はオーナー又は造船所に対し計測証明書として発行する。1部は日本FJ協会に送付し、1部は公式計測員の控とする。

造船所は艇を計測証明書とともにオーナーに引き渡さなければならない。

- A.11.1 未計測の艇体は、計測書で計測を必要とされている全項目について公式計測員の計測を受け、その詳細が計測書に記入されなければならない。
- A.11.2 記入済みの計測書は3部作成し、艇体の所有者に渡されること。
- A.11.3 所有者は、記入済みの計測書3部を、艇体が登録される国の証明機関に証明手数料を添えて、計測完了後4週間以内に送ること。
- A.11.4 全項目記入済みの計測書3部と手数料を受領後、証明機関は証明書を発行できる。証明書は計測書に記載されている全情報を含まねばならない。
- A.11.5 証明機関は計測書を保存しておき、艇体が輸出されたときは、新証明機関に計測書を渡さねばならない。
- A.11.6 IFJO は定期的に各国 MNA から、セール番号の詳細、所有者の氏名、住所及び計測書のコピー一部または計測証明書1部を受け取らなければならない。

A.12 証明書の有効性

- A.12.1 証明書は次の時点で無効となる。
 - (a) 期間終了日
 - (b) 所有者の変更
 - (c) 証明機関による取り消し
 - (d) 別の証明書が発行されたとき

A.13 クラス規則との合致

- A.13.1 艇は次の時点で、クラス規則と合致しなくなる。
 - (a) 改造、部品交換、または修理がクラス規則の制限を超えたとき。
 - (b) クラス規則の変更により、使用中の装備が認められなくなったとき。但し、初回の基本計測の時に施行されていたクラス規則に合致している場合は除く。

A.14 再証明

- A.14.1 艇体は、新しい計測証明書の発行により再証明されることができる。初回と最新の基本計測の適用日付を明示しなければならない。
 - (a) 所有者の変更により証明書が無効となったとき。

新所有者は、旧計測証明書と必要な手数料を添えて、艇体が再証明される国の証明機関に申請すること。この証明機関が以前の証明機関と異なるときは、新証明機関は再証明する前に旧証明機関から艇体計測書を受け取らねばならない。新証明機関は、艇体の新しい識別番号を発行できる。

- (b) 証明書が取り消されたとき、または、証明書や計測書の所在が不明になったとき。

所有者は初回の証明に必要な基本計測の手配をし、艇体計測書と所要手数料を添えて、艇体が再証明される国の証明機関に送り、再証明を申請すること。新証明機関はこの艇体に対し新しい識別番号を発行できる。

- A.14.2 自艇の計測証明書と合致しなくなった艇が、合致を取り戻す方法は：
- (a) その装備に関する制限がクラス規則によって管理されているときは当該装備の基本計測を実施する。
- (b) その装備に関する制限が計測証明書に書いてあるときは、初回の計測証明に求められるように、当該装備の基本計測を実施する。
- A14.3 艇体は、初めて計測したときのクラス規則に従って、計測を行うことができる。

B 節 – 艇の適格性

レース中に艇が適格であるためには、この節の規則に従わねばならない。

B.1 計測証明書

- B.1.1 艇体には有効な計測証明書がなければならない。

第 2 部 – 必要事項及び制限事項

レース中、乗員及び艇は第 2 部の規則を守らねばならない。C 節の規則が守られているか否かを調べる計測は基本計測には含まれていない。第 2 部の規則はオープン・クラス規則*である。計測は ERS に従って行われなければならない。但し、この第 2 部で変更されている箇所を除く。（*クラス規則で明確に禁止されていないものは全て認められる）

C 節 – レース中の条件

C.1 通則

C.1.1 適用規則

- (a) ERS（セーリング装備規則）部 – 装備の使用が適用される。
- (b) 次の RRS（セーリング競技規則）は適用されない。
 - (1) 規則 49 は修正してトラピーズの使用を許可している。
 - (2) 規則 50.2

C.2 乗員

C.2.1 制限事項

乗員は 2 名で構成し、両名とも常時艇から離れてはいけない。

C.3 個人用装備

C.3.1 必須備品

- (a) 艇には、乗員各人用に個人用浮力体を装備すること。最低基準は EN 393: 1995 (CE 50 Newtons), または USCG Type III, or AUS PFD 1 とする。いつでも使用できる状態でなければならない。
- (b) トラピーズは、マスト・スパーに直接又は間接に両側に 1 本ずつ取付けた 2 本のワイヤで構成する。ワイヤはトラピーズ・ハーネスに固定し、乗員がガンネルの外に立てるようにする。使用できる乗員は 1 度に 1 人だけである。トラピーズ・ハーネスの重量は 3 kg を超えてはならない。

C.4 広告

C.4.1 制限事項

広告は ISAF 広告規定のカテゴリー C に従っている場合だけが許される。

C.5 搭載備品

C.5.1 レース中使用するもの

(a) 必須備品

- (1) ハンドベイラー又はバケツ 1 個。但し、セルフベラーを備えた艇は除く。

- (b) 任意備品
- (1) 計時用器具 2 個。それ以外の電気器具は許可されない。
 - (2) 帆走指示書にアンカーが指示されているときは、アンカー、チェーン、錨索を合わせて2.3kgを最小重量とし、更に、最小長さ20.00m、最小径 6mmの合織のロープを付け、アンカーと艇を結んでおくこと。アンカーはいつでも使用出来る状態でなければならない。

C.5.2 レース中使しないもの

- (a) 必須備品
- (1) 長さ 20.00m 以上、直径 6mm 以上の曳航索 1 本。このロープを浮力タンクの中に格納してはならない。いつでも使用できる状態でなければならない。
 - (2) 効果的なパドル 1 本。最小長さ 900mm、最小重量 300g。パドルを浮力タンクの中に格納してはならない。いつでも使用できる状態でなければならない。

C.6 艇

C.6.1 浮力

艇体は、転覆又は艇が水で一杯になった場合、150kg を載せて略水平に艇を浮かせるのに十分な浮力用タンク、及び/又は 艇体に堅固に取付けた浮力袋を備えなければならない。

C.6.2 補正おもり

艇体の重量が最小基準に達しないときは、補正おもりを艇体に恒久的に固定しなければならない。

最大

補正おもりの総重量 5.0 kg

C.7 艇体

C.7.1 艀装品

- (a) 構造
- フェアリードは防舷材に取付けてもよいが、防舷材の外縁を超えて突き出てはいけない。
- (b) 使用法
- 浮力タンクの検査孔の蓋及び排水孔の栓は、レース中は常に閉めておかなければならない。

C.8 艇体付加物

C.8.1 制限事項

センターボード又はダガーボードは 1 個だけ、舵板も 1 個だけ搭載するものとする。

C.8.2 センターボード/又はダガーボード

(a) 構造

ボードに止めを付け、キールバンドを除く艇体から計って、許容された長さを超えて降りないようにしなければならない。

(b) 寸法

ボードを最も下ろした位置で艇体より下方の部分が図面の該当部分に対し、底部と後縁が許容誤差 ± 6mm 以内で一致しなければならない。

最大

センターボード又はダガーボードの艇体シェルからの深さ
(キールバンドを除き) 710 mm

(c) 使用法

センターボード又はダガーボードは前縁を後向きにしてはならない。又艇体シェルから出た地点でボードの後縁が艇体シェルとの垂直より前方に回転しないようにしなければならない。

C.8.3 ラダー

(a) 構造

転覆した時でもラダーが艇体から外れないようにする装置を取り付けなければならない。

(b) 寸法

舵の水中部分の形状は原寸大の図面の該当部分に対し、底部と後縁が許容誤差 ± 6mm 内で一致しなければならない。

最大

舵板を一杯に下げた位置で、
艇体の基点から垂直に測った深さ 600 mm

C.9 リグ

C.9.1 ブーム

寸法

最小 最大

スパー・バンドの幅 10 mm
外側の点の距離 2440 mm

C.9.2 固定リギン (静索)

フォアステイの使用は必須である。フォアステイ又はその延長線がマスト・スパーと交わる点は、ヘッド・セール・ハリヤードのぎ装品/シープより上方であること、また、艇体と交わる点は、すべてのぎ装品とガンネルを除き、ステムから 100mm 以内でなければならない。

C.10 セール

C.10.1 制限

(a) 搭載するスピネーカーは 1 枚以内とする。

C.10.2 メイン・セール

(a) **識別**

セールスの識別表記は RRS 付則 G に従わなければならない。但し、クラス記章はセールスの両面で違う高さにする必要はない。クラス記章は文字 FJ とし、高さは 300mm 以上とする。

(b) **使用法**

(1) **セール**はハリヤードで上げるものとする。いつでも上げ下げができる方式でなければならない。

(2) **ラフ及びフット**のボルト・ロープは、スパーの溝又はトラックに入っていないなければならない。

C.10.3 **ヘッド・セール (ジブ・セール)**

(a) **使用法**

(1) **ヘッド・セール**のタックは、フォアステイ取付具に又はその後方に取付けなければならない。

(2) **セール**はハリヤードで上げるものとする。いつでも上げ下げができる方式でなければならない。

D 節 – 艇体

D.1 通則

D.1.1 識別

艇体は刻印又は消えない印の何れかでセンターケースの背又は頂部に又はシュラウド金物の近くに高さ 25mm 以上の数字と文字でセール番号と国を示す文字を付けなければならない。艇が他国に売却されたときは前のマークに付け加えて新しいセール番号と国を示す文字を付けなければならない。

D.1.2 国際クラスフィー・プラーク (銘板)

1972 年 6 月 30 日より後に、建造、計測、及び登録された艇体は、国際クラスフィー銘板を見え易い位置に取付けなければならない。

D.1.3 定義

(a) **艇体の基点**とは、艇体シェル下面とトランサム (必要ならそれぞれ延長して) の、**艇体中心断面上**での交点である。

(b) **シアライン基準の点**とは、艇体シェルとトランサム (必要ならそれぞれ延長して) の、**シアライン上**での交点である。 .

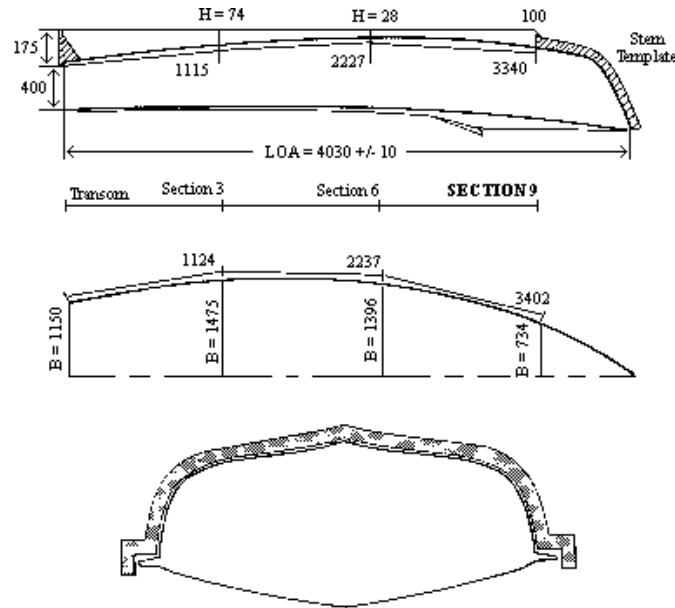
(c) **キール・ライン**とは、トランサムからステムまで**艇体中心断面上**の交線である。 .

(d) **デッキライン**とは、トランサムの上縁とステム (除金物) の最高点を結び、**艇体中心断面上**の仮想線である。 .

(e) **基準線**とは、艇体シェルから次の垂直距離にある点を結び**艇体中心断面上**の直線である。 :

艇体の基点で.....艇体の基点で.....175 mm

第9断面で100 mm



D.2 艇体シェル

D.2.1 材料

艇体の構造は、全浮力タンク或は浮力袋の破損に際しても本来浮くようにしなければならない。

D.2.2 構造

- (a) トランサムは艇体の最後端に取付けねばならない。
- (b) 排水フラップは艇体シェルの下部表面を延長してはならない。
- (c) キールバンドを取付ける場合は、艇体シェルに埋め込むとか、滑らかな曲線になるようにしてはならない。

D.3 浮力タンク

D.3.1 構造

- (a) 1995年1月1日以降建造された艇体は最小2個の分離した水密の浮力タンクを持たなければならない。
- (b) 艇体は体積が70リットル以上の独立の艇首用浮力袋又は独立気泡プラスチックの塊を確実に取付けるか或はタンク内に入れること。
- (c) 浮力タンク検査孔は2次浮力を検査するに十分な大きさであること。蓋は水密を保ち、取り外し可能で、しかも、偶然に外れることはないものでなければならない。

D.4 防舷材

- D.4.1 防舷材はシアーラインにその上縁を合わせて取付けねばならない。

D.5 組み立てられた艇体

D.5.1 艇体計測

(a) テンプレート

- (1) 公式計測に使用するテンプレートは ISAF から供給される。
- (2) テンプレートを当てて計測する断面は、計測図に示す次の 3 点をそれぞれ通る横断面である。艇体の基準の点からキールラインに沿って測った距離は：

第 3 断面 1115 mm

第 6 断面 2227 mm

第 9 断面 3340 mm

シアラインの基準の点から艇体の両側でシアラインにそって測った距離は：

第 3 断面 1124 mm

第 6 断面 2237 mm

第 9 断面 3402 mm

(b) 断面及びステムの計測

断面及びステムのテンプレートは次のように置く：

- (1) テンプレートを両側のシアライン上とキール上に印した点を通る仮想面に完全に合わせる。
- (2) テンプレートの突起を外板面に付ける。
- (3) テンプレートの中心を艇体のキールラインに合わせる。
- (4) 防舷材はテンプレートの突起が艇体に接するのを妨げてはならない。

(c) 艇体の寸法

	最小	最大
艇体の各断面の両側をテンプレートで計測したとき		
正と負の偏差の合計は		10 mm
シアラインでのテンプレートの上端から		
デッキの上面までの垂直距離		12 mm
ステムテンプレートの後端を第 9 断面の 6mm 以内に		
位置させたとき、両端の突起の間での		
ステムテンプレートと艇体シェルの間隙	6 mm	
ステムテンプレートの後端を第 9 断面の 6mm 以内に		
位置させたとき、シアラインにおけるテンプレート上端から		
ステムのデッキ上面までの垂直距離		12 mm
基準線から艇体シェルの外側までの垂直距離：		
第 3 断面で	64 mm	84 mm
第 6 断面で	18 mm	38 mm
基準線から艇体シェルの外側までの第 3 及び第 6 断面の		
垂直距離 の合計	92	112 mm

艇体のビーム、防舷材を除き、シアーラインで：

第0断面で	1140 mm ... 1160 mm
第3断面で	1465 mm ... 1485 mm
第6断面で	1386 mm .. 1406 mm
第9断面で	724 mm 744 mm

艇体の長さ 4020 mm .. 4040 mm

防舷材を除き、フォアステイ取付具の中心から

艇体の先端までの水平距離 100 mm

防舷材：

深さ	5 mm 35 mm
幅	5 mm 90 mm
ステム前方への張り出し	50 mm
トランサム後方への張り出し	50 mm

艇体の基準の点からセンターボード/ダガーボードスロット

センターボード用 1288mm .. 2262 mm

ダガーボード用 1588mm .. 2262 mm

センターボード/ダガーボードスロットの幅 40 mm

トランサム

トランサム の高さ

艇体の中心断面で 394 mm 406 mm

艇体シェルとトランサムが接する所の

最大丸み 10 mm

トランサムとキールラインの延長との成す角度 78° 90°

デッキラインより上のデッキの高さ 30 mm

波除はデッキの一部ではない。 .

キールバンド：

厚さ 5 mm

幅 8.5 mm

D.5.2 艀装品

スピネーカーシュートは許されない。

D.5.3 重量

最小

全ての固定された艀装品、浮力装置、保護用の塗装を含み、

セール、スパー、リギン、ラダー、センターボード、艇体付加物、取外可能の艀装品、敷板（艇体シェルに接着されたものを除く）、その他の備品を除いた

乾燥状態での艇体の重量 75.0 kg

D.5.4 補正おもり

艇体の重量が最小基準に達しないときは、補正おもりを艇体に恒久的に固定しなければならない。

最大

補正おもりの総重量 5.0 kg

E 節 – 艇体付加物

E.1 構成部品

E.1.1 必須備品

- (a) センターボード又はダガーボード
- (b) ラダー

E.2 通則

E.2.1 規則

- (a) 艇体付加物は計測証明の時に施行中のクラス規則に合致しなければならない。

E.3 禁止事項

トリムタブ及び類似の装置は禁止する。

F 節 – リグ

F.1 構成部品

F.1.1 必須備品

- (a) マスト
- (b) ブーム
- (c) 固定リギン（静索）
- (d) 可動リギン（動索）

F.1.2 任意備品

- (a) スピネーカー・ポール

F.2 通則

F.2.1 規則

- (a) スパーとその艀装品は、スパーの計測証明の時に施行中のクラス規則に従わなければならない。
- (b) 固定および可動リギンは本クラス規則に従わなければならない。
- (c) 下部リミット・マーク、上部リミット・マーク、外側リミット・マークは、スパーを巻くバンドでなければならない。

F.2.2 定義

- (a) マストの基点はマストの後面にデッキラインを投影した点である。マストがオンデッキ型の場合は、マストの基点はマストが載っているデッキ面である。

F.3 マスト

F.3.1 材料

スパーは木又はアルミニウム合金に限る。アルマイト処理又は塗装をしてもよい。

F.3.2 寸法

	最小	最大
マストのリミットの幅	10 mm	
下部の点の高さ	650 mm	
上部の点の高さ		5500 mm
スピネーカー引き上げ高さ		4150 mm
全ての点でのマスト・スパーの曲がり		40 mm

F.3.3 重量

	最小
マストの重さ:	
オンデッキ	7.0 kg
インデッキ	7.5 kg
マストの重量計測では、トラピースシステムの取外せる部品は全て取外さなければならない。	

F.3.4 禁止事項

回転マストスパー

F.4 ブーム

F.4.1 材料

ブームは木又はアルミニウム合金に限る。アルマイト処理又は塗装をしてもよい。

F.4.2 寸法

	最小	最大
外側の点の距離		2440 mm
外側のリミット・マークの幅	10 mm	

ブーム・スパーの断面.....	100 mm
外側の点からどの距離においても ブーム・スパーの曲がり	20 mm

F.5 スピネーカー・ポール

F5.1 定義

スピネーカー・ポール外側の点の定義は、スピネーカー・ポールを通常の取付金具で取り付け、マスト・スパーに直角に保持した状態で、スピネーカー・ポールの外側の点とマスト・スパーの表面との距離である。

F.5.2 寸法

	最大
スピネーカー・ポール外側の点.....	1625 mm

F.6 固定リギン（静索）

F.6.1 構造

(a) 必須

直径 2mm 以上のワイヤ・ロープのフォアステイ 1 本

F.6.2 禁止事項

(a) ヘッドセール（ジブ）のローラーリーフ装置

F.7 可動リギン（動索）

F.7.1 構造

(a) ランニング・バック・ステイは禁止する。

G 節 – セール

G.1 構成部品

G.1.1 必須備品

(a) メイン・セール

(b) ヘッド・セール（ジブ）

G.1.2 任意備品

(a) スピネーカー

G.2 規則

G.2.1 セールは計測証明の時に施行中のクラス規則に合致しなければならない。

G.3 計測証明

- G.3.1 公式計測員はメイン・セール及びヘッド・セールではタックに、スピネーカーではヘッドに証明する。証明マークをサインし、その日付を記入しなければならない。
- G.3.2 各国協会は、セールメーカー毎に1人又は複数人を任命して、その製作所で作られたセールの計測および証明に当たらせてもよい。

G.4 構造

- (a) セールは全てソフト・セールであること。
- (b) ERS に反して、セールを堅くする効果を持つ補強は、ヘッド、タック、クリューから 320mm 以内なら許されるが、その部分はどの方向にも折目の外径が 4mm を超えないように片手で折畳めねばならない。通常のシーム又は広幅のシームより大きい2枚以上の重ね布は全て補強と見なされるが、接着剤での接着、密なステッチあるいはその他の方法によって堅くすることがなければ、全て許されるものとする。接着シームは堅くするためのものとは見なさない。
- (c) セールの開口は許されない。

G.5 メイン・セール

G.5.1 構造

- (a) セールのバテン・ポケットは3つより多くあってはならない。
- (b) ダブル・ラフのセールは禁止される。
- (c) ルーズフットのセールは禁止される。
- (d) ヘッドの後方点と上部バテン・ポケットの間、隣接するバテン・ポケットの間、及び下部バテン・ポケットとクリューの点の間で、リーチは凸状であってはならない。

G.5.2 寸法

	最大
リーチの長さ	5260 mm
2分の1幅	1600 mm
4分の3幅	1015 mm
補強のサイズ:	
コーナーで	320 mm
ヘッドボードの幅 (ラフの線に直角に測って)	120 mm
トップの幅	160 mm
リーチと下段バテン・ポケットの中心線との交点から 4分の1リーチの点までの距離	60 mm
リーチと中段バテン・ポケットの中心線との交点から 2分の1リーチの点までの距離	60 mm
リーチと上段バテン・ポケットの中心線との交点から 4分の3リーチの点までの距離	60 mm

ヘッドの点から	
ラフと上段バテン・ポケットの中心線との交点まで	1290 mm
バテン・ポケットの長さ：	
下段ポケット	
内側	525 mm
中段ポケット	
内側	775 mm
バテン・ポケットの幅：	
内側	50 mm

G.6 ヘッド・セール (ジブ)

G.6.1 構造

- (a) ダブル・ラフのセールは禁止される。
- (b) ヘッドの後方点からクリューの点までのリーチは凸状であってはならない。

G.6.2 寸法

	最大
ラフの長さ	3800 mm
リーチの長さ	3500 mm
フットの長さ	1950 mm
フット・メディアン	3660 mm
トップの幅	55 mm
フット・イレギュラリティ	10 mm
補強のサイズ：	
コーナーで	320 mm

G.7 スピネーカー

G.7.1 寸法

	最大
リーチの長さ	3600 mm
フットの長さ	2400 mm
フット・メディアン	4200 mm
2分の1幅	2600 mm
補強のサイズ：	
コーナーで	320 mm

H 節- 図面、クラス旗

H1 公式図面：

- 1 原寸大の各断面、ステム、センターボード、舵板とオフセットテーブル
- 2 ラインズ（線図）縮尺 1:10 (1954)

H2 参考図面：

- 単底構造図（木造艇）、縮尺 1:10 (1973)
二重底構造図（GRP 艇）、1:10 (1964)

H3 推奨クラス旗：

国際信号数字旗 Z を推奨する。